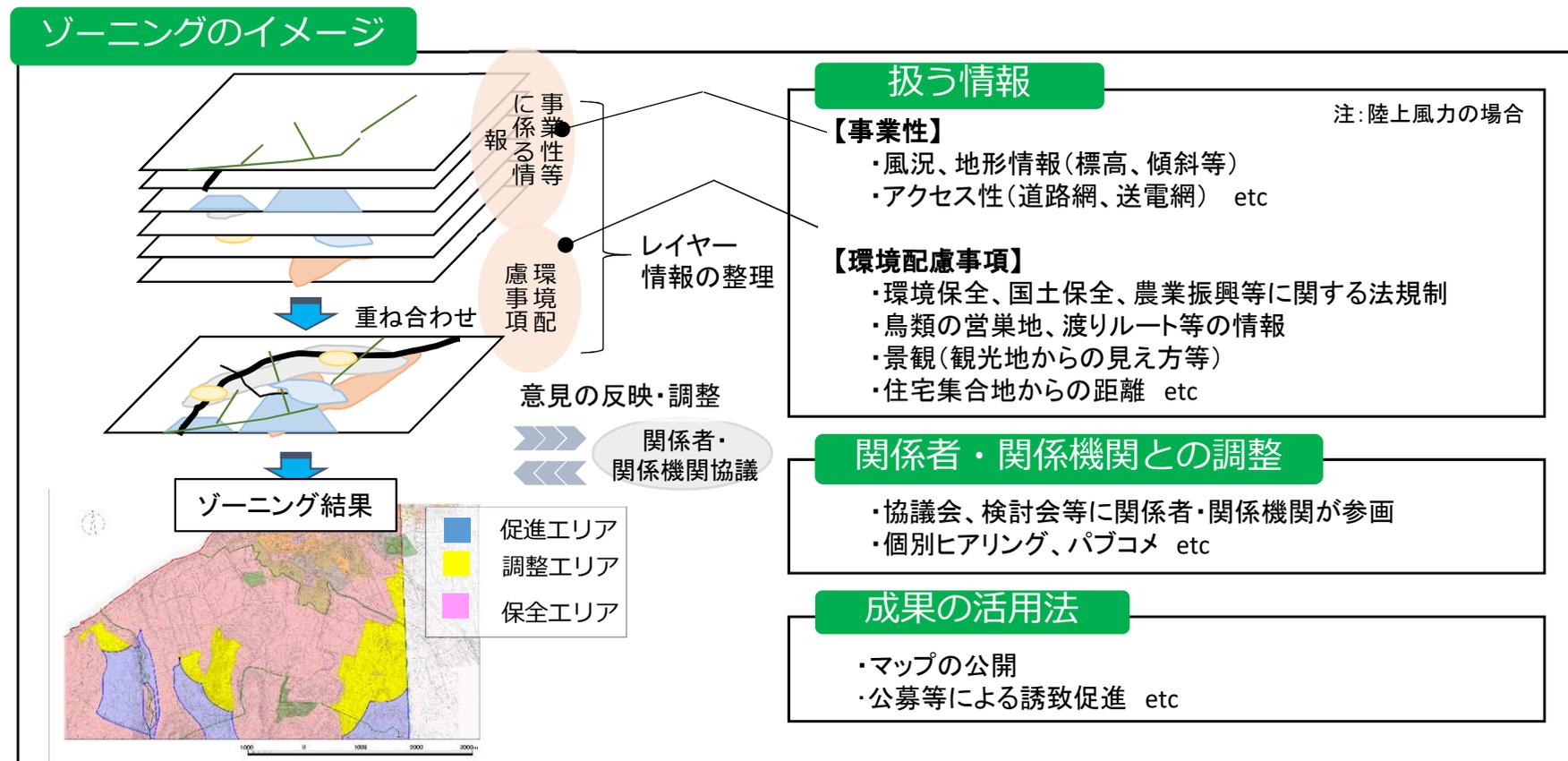
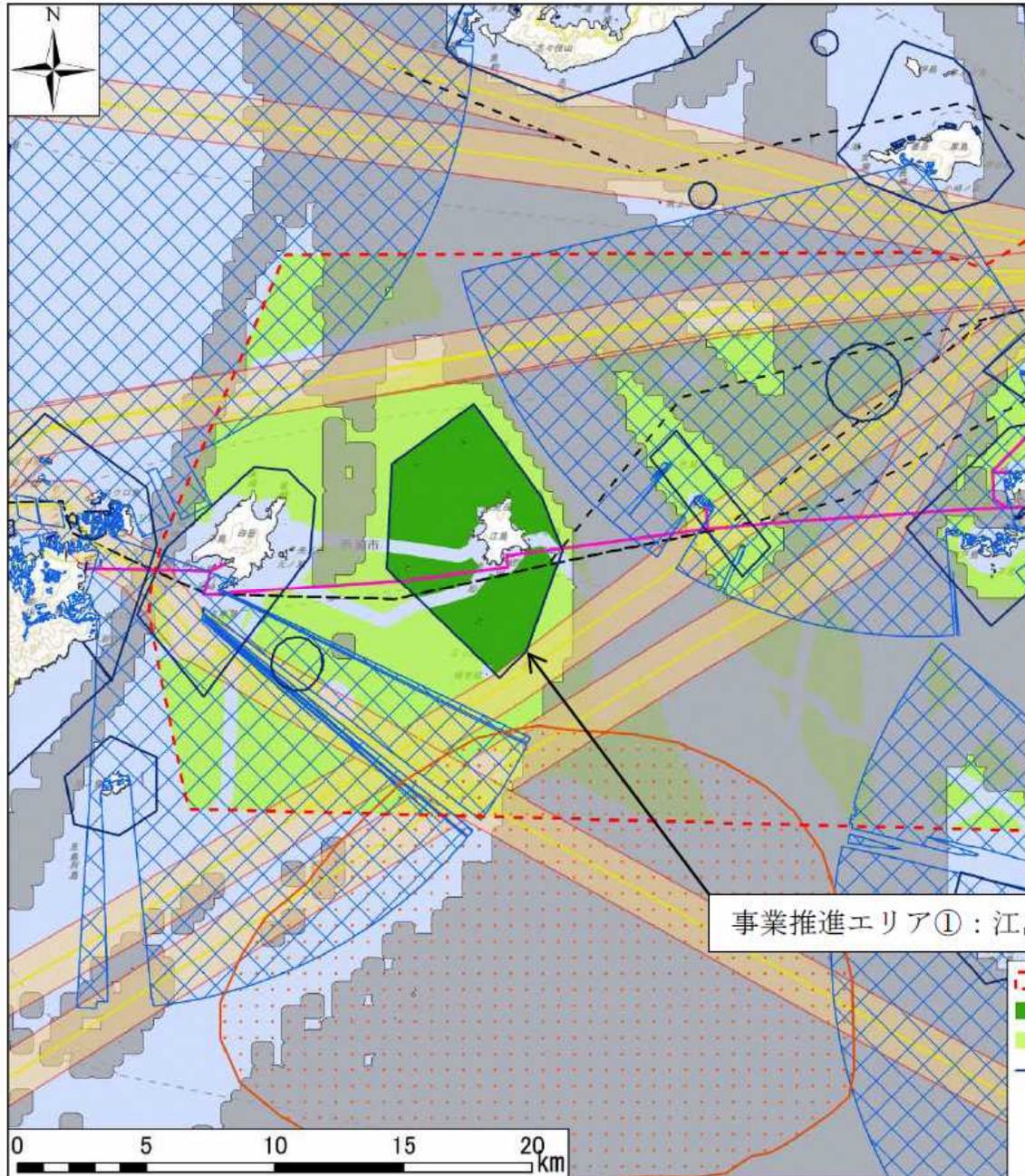


- 風力発電については、騒音やバードストライク等の環境影響や地元の反対意見等が問題となることがあり、環境アセスメント手続に時間を要することがある。
- このため、環境省では、**事業計画が立案される前の早期の段階で、地方自治体主導で、関係者の協議のもと、再生可能エネルギー導入を促進するエリア、環境保全を優先するエリア等を設定する「ゾーニング」を行う**ことを促進。平成28年度から風力発電に係るゾーニング手法検討モデル事業を10地方自治体において実施。**平成30年3月に「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を策定・公表。**
- ゾーニングを踏まえた事業計画が立案されることにより、地元の理解が得られやすくなり、また、環境アセスメントに要する審査期間、調査期間の効率化・短縮化が見込め、風力発電の円滑な導入を促進。



長崎県西海市のゾーニングマップ(洋上)



西海市(調査範囲)

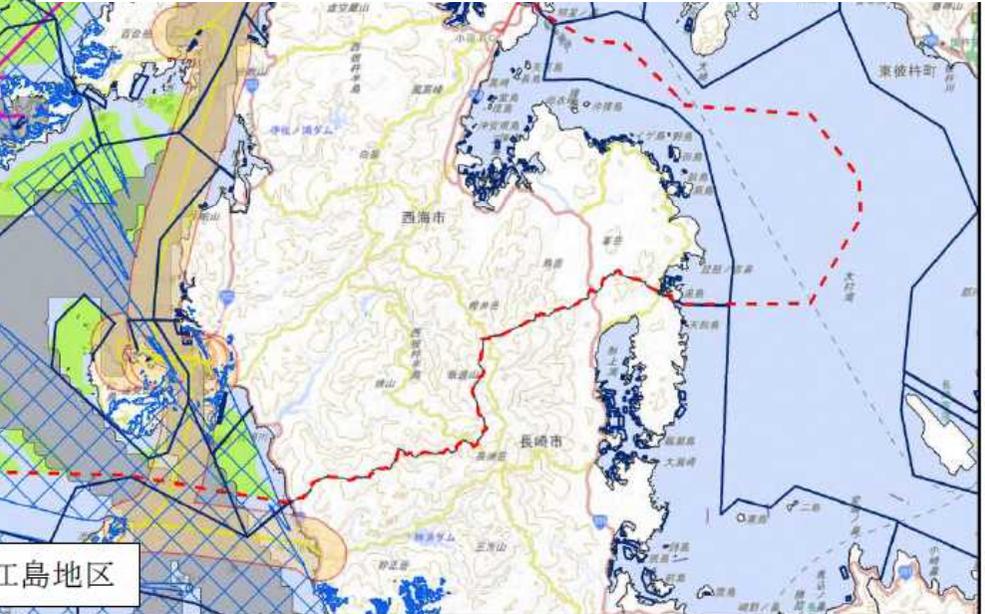
適地エリア
 風速(陸上:6.0m/s以上、洋上:6.5m/s以上)、電波伝達防止区域外、制限水域外 など

候補エリア

事業推進エリア

保全エリア
 自然公園地域、港則法航路、検疫錨地、住居・環境配慮施設 など

事業推進エリア①：江島地区



- ゾーニング範囲
- 事業推進エリア(案)
- 候補エリア
- 漁業権区域
- 定期船籍数11隻/年以上のエリアから254mの範囲
- 定期航路(第1基準経路)
- 定期航路(第2~5基準経路)
- 第1基準航路から0.5マイル(約0.8km)の範囲
- 崎戸商船航路
- 流しはえ縄(トラフグ)の主な漁場
- 世界遺産候補構成資産からの眺望景観(風車高さ160mを想定)

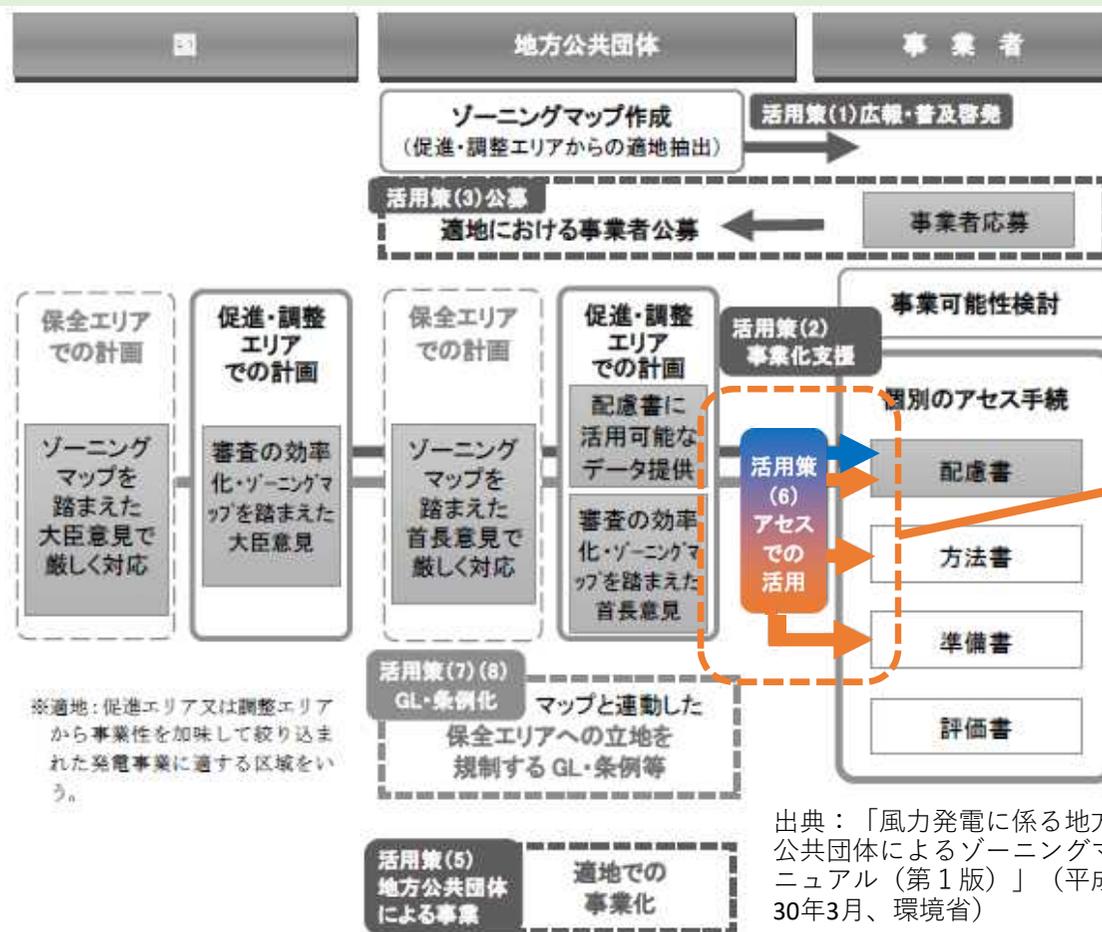


ゾーニング成果のアセス制度への活用について

○ゾーニングモデル事業（H28～30年度実施）

- ・実施計画作成
- ・情報収集（現地調査含む）
- ・ゾーニングマップ案の作成
- ・関係者・関係機関との調整
- ・ゾーニング結果の取りまとめ、公表

ゾーニングマップの活用



ゾーニングモデル事業

- ・ゾーニングマップ作成
- ・マップの活用全般の検討

以上をモデル事業として実施

ゾーニング実証事業 (H30年度～)

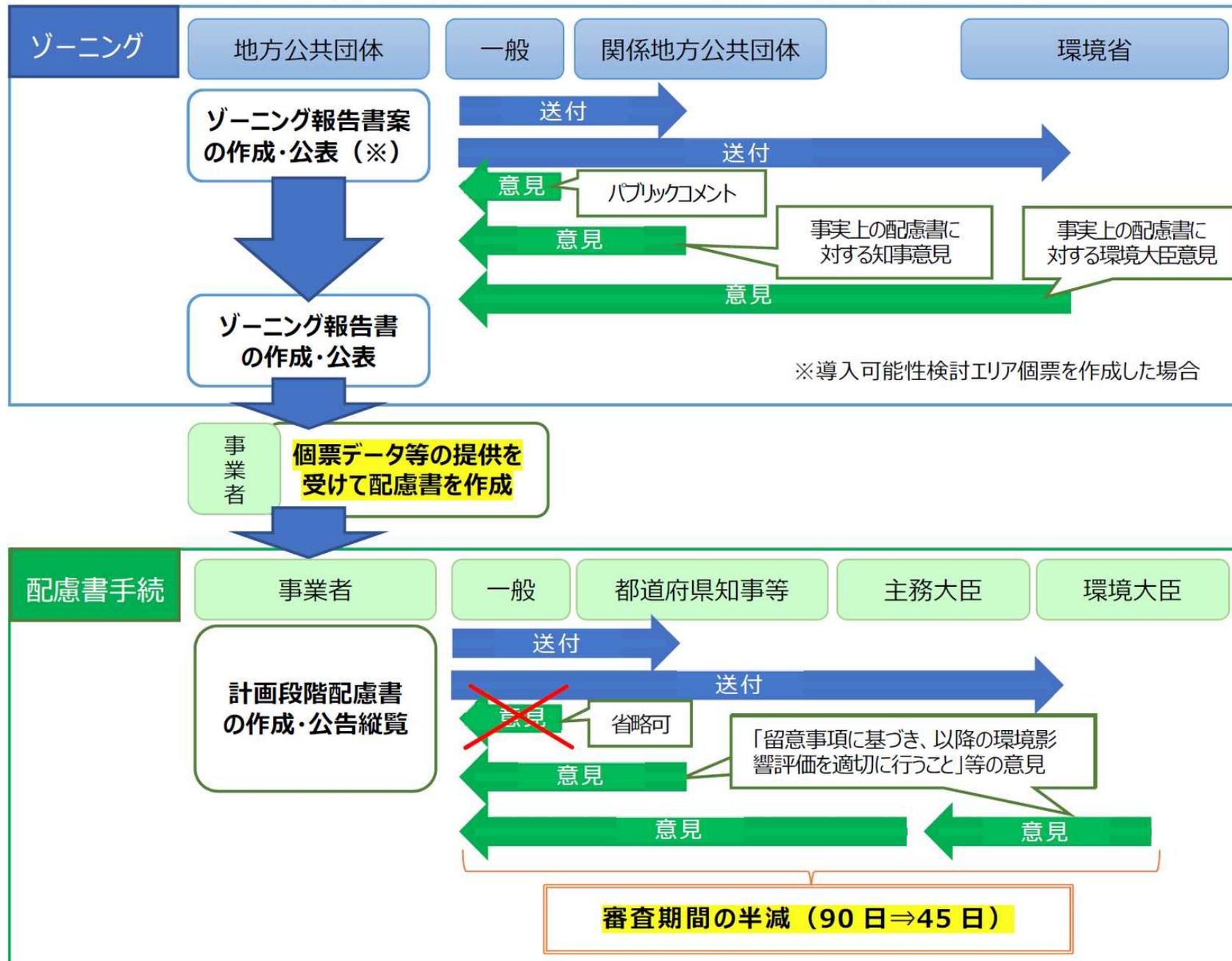
- ・ゾーニングマップ作成
- ・マップの活用として、特にアセスでの活用について検討

- アセス手続の簡略化等に繋がるゾーニング報告書*の作成（促進エリア個票を含む資料等）
- ゾーニング報告書作成時はアセス担当部局による確認過程。
- ゾーニングに基づく風力発電導入に関する取組の検討
- 任意にて「保全エリアの保全方策検討」「累積的影響の検討」

以上を実証事業として実施

ゾーニング成果のアセス制度への活用について

ゾーニングの環境影響評価制度への活用による配慮書手続の簡素化・短縮化（イメージ）



再エネ海域利用法と環境保全に係るゾーニングの関係

○再エネ海域利用法とゾーニングの関係

- ・ゾーニングとは関係者間で協議しながら環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合評価し、区域を設定するもの。
- ・この中で環境保全に関する情報についても収集することとなるが、この情報を、再エネ海域利用法の促進区域の検討において活用することにより、重大な環境影響を回避・低減した区域の設定が可能となることが期待される。
- ・また、ゾーニングのプロセスにおいて、事業性や社会的調整の観点からの検討や協議・調整がなされれば、事業者としても、事業に関する課題の事前把握ができ、加えて、地域の関係者が風力発電事業に係る認識を深めることも期待できる。
- ・県としては、ゾーニングで得られた情報を促進区域の指定に係る検討において活用するとともに、ゾーニングのプロセスを地域の関係者が風力発電所に関する認識を深める場としても活用していく。

促進区域の指定プロセス及び想定スケジュール



図、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」 「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議 中間整理より